

閱 覧 図 書

令和 8 年度第二次収穫調査業務委託

図書内容

- 1 入札説明書
- 2 入札者注意書
- 3 入札書
- 4 契約書（案）
- 5 調査内訳書
- 6 仕様書
- 7 箇所別条件表及び図面
- 8 収穫調査業務委託契約における安全に関する留意事項

近畿中国森林管理局 資源活用課

入札説明書

この入札説明書は、政府調達に関する協定（昭和55年条約第14号）、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）、農林水産省会計事務取扱規程、競争参加者選定事務取扱要領（平成13年4月16日付け12林国管第73号林野庁長官通達）、本件調達に係る入札公告、入札公示及び指名の通知（以下「入札公告等」という。）のほか、国有林野事業が発注する調達契約に関し、一般競争又は指名競争に参加しようとする者（以下「競争参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 競争入札に付する事項

入札公告等のとおり。

2 競争参加者に必要な資格

競争参加者に必要な資格は次のとおり。

ア 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。

イ 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

ウ 全省庁統一の競争参加資格審査において入札公告等に指定する等級に格付けされた者であること。

エ 「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」に基づく指名停止期間中でないこと。

オ 法令等の定めにより許認可を受けて営業を行う必要がある場合にあっては、その許認可を受けていることを証明した者であること。

カ 入札公告等において日本工業規格を指定した場合にあっては、当該規格の製品を納入できることを証明した者であること。

キ 入札公告等において特定銘柄製品名又はこれと同等のものと特定した場合にあっては、これらの製品を納入できることを証明した者であること。

ク 入札公告等において研究開発の体制が整備されていることとした場合にあっては、当該体制が整備されていることを証明した者であること。

ケ 入札公告等においてアフターサービスの体制が整備されていることとした場合にあっては、当該体制が整備されていることを証明した者であること。

3 入札及び開札

(1) 競争参加者は、仕様書、図面、別紙様式（添付は省略。契約担当官等において呈示する。以下同様。）の契約書案、添付書類等を熟覧の上入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることができる。ただし、入札後仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(2) 競争参加者は、国有林野事業が定めた入札書を直接に提出しなければならない。郵便、電話、電報、ファクシミリ、その他の方法による入札は認めない。

- (3) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとする。
また、入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。
- (4) 入札書の提出場所は、入札公告等のおり。
- (5) 入札書の受領日時は、入札公告等のおり。
- (6) 代理人が入札する場合は、入札書に競争参加者の氏名又は名称若しくは商号、代理人であることの表示並びに当該代理人氏名を記名（外国人の署名を含む。以下同じ。）をしておかなければならない。
- (7) 入札書は、封書に入れ密封し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「何月何日開札、（調達案件名）の入札書在中」と朱書しなければならない。
- (8) 競争参加者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (9) 競争参加者は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類を併せて提出しなければならない。
- (10) 契約担当官等は、競争参加者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することができる。
- (11) 競争参加者の入札金額は、調達製品の本体価格のほか、輸送費、保険料、関税等納入場所渡しに要する一切の諸経費を含め入札金額を見積もるものとする。
- (12) 競争参加者は、請負代金又は物品代金の前金払いの有無、前金払いの割合又は金額、部分払いの有無、支払回数等を十分考慮して入札金額を見積もるものとする。
- (13) 入札公告等において、特定銘柄製品又はこれと同等のものと特定した場合において、競争参加者が同等のものを供給することとして申し出たときは、契約担当官等が競争参加者から資料等に基づき開札日の前日までに同等製品であると判断した場合にのみ当該者の入札書を落札決定の対象とする。
- (14) 入札公告等により一般競争又は指名競争参加資格審査申請書を提出した者が、競争に参加する者に必要な資格を有すると認められること、又は指名されることを条件にあらかじめ入札書を提出した場合において、当該者に係る資格審査が開札日時までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったとき、又は指名されなかったときは、当該入札書は落札決定の対象としない。
- (15) 開札の日時及び開札の場所は、入札公告等のおり。
- (16) 開札は、競争参加者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において、競争参加者又は代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- (17) 入札場には、競争参加者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び(17)の立会い職員以外の者は入場することができない。
- (18) 競争参加者又はその代理人は、開札時刻後においては、入札場に入場することができない。

- (19) 競争参加者又はその代理人は、入札場に入場しようとするときは入札関係職員に農林水産省競争参加資格（全省統一資格）の有資格者に交付される「資格審査結果通知書」の写し及び身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示し又は提出しなければならない。
- なお、「資格審査結果通知書」の写を提出しないこと等により、資格が確認されない場合は、入札に参加できない場合がある。
- (20) 競争参加者又はその代理人は、契約担当官が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札場を退場することができない。
- (21) 入札場において、次の各号のいずれかに該当する者は当該入札場から退去させる。
- ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
 - イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るための連合をした者
- (22) 競争参加者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の競争参加者の代理人となることができない。
- (23) 開札をした場合において、競争参加者の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札をすることがあるが、入札執行者の判断により追加の入札を行う場合でも3回を限度とする。この場合において、競争参加者及びその代理人のすべてが立会いしている場合にあっては引続き、その他の場合にあっては契約担当官等が定める日時において入札をする。
- (24) 入札者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。

4 入札の辞退

- (1) 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
- (2) 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。
- ア 入札執行前にあっては、別紙様式の入札辞退届を契約担当官等に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。
 - イ 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札担当職員に直接提出して行う。
- (3) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等に不利益な取扱いを受けるものではない。

5 入札の無効

入札書で次の各号のいずれかに該当するものは、これを無効とする。

- ア 一般競争の場合において、公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書
- イ 指名競争の場合において指名をしていない者の提出した入札書
- ウ 入札金額、請負に付される製造の表示又は供給物品名、競争参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号並びに代表者の氏名）又は代理人が入札する場合における競争参加者の氏名又は名称若しくは商号並びに当該代理人の氏名のない入札書

- エ 委任状を持参しない代理人の提出した入札書
- オ 請負に付される製造の表示又は供給物品名に重大な誤りのある入札書
- カ 入札金額の記載が不明確な入札書
- キ 入札金額の記載を訂正した入札書
- ク 競争参加者の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）の判然としない入札書
- ケ 入札保証金（その納付に代え予決令第78条に基づき提供される担保を含む。以下同じ。）の納付が必要な場合において、同保証金の納付がないか、又はその納付金額が不足しているとき。
- コ 国を被保険者とする入札保証保険契約の締結により入札保証金が免除される場合において、当該入札保証保険証券の提出がないか、又はその保険金額が不足しているとき。
- サ ケ、コの入札保証金又は入札保証保険証券が定められた日時までに、指定された場所に到達しなかったとき。
- シ 暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札。
- ス その他入札に関する条件に違反した入札書

6 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) (2)の同価の入札をした者のうち、当該入札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- (4) 契約担当官等は、予定価格が1千万円を超える製造その他の請負契約について、契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を当該契約の相手方とすることがある。

この場合、当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められる入札を行った者は、当発注機関の調査（事情聴取）に協力すべきものとする。
- (5) 落札者が契約担当官等の定める期日までに契約書の取りかわしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。この場合、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されている場合は当該入札保証金又は入札保証保険証券は国庫に帰属するものとし、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されていない場合は落札金額（入札書に記載した金額の100分の110に相当する金額）の100分の5に相当する金額を違約金として徴収するものとする。

7 契約書の作成

- (1) 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として決定した日から遅滞なく（契約担当官等が定める期日までとする（7日を目安として定める）。なお、契約の相手方が遠隔地にある等特別の事情があるときは、その事情に応じて期間を考慮するものとする。）別紙様式による契約書の取りかわしをするものとする。
- (2) 契約書を作成する場合において、契約の相手方が隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名して押印し、さらに、契約担当官等が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名して押印するものとする。
- (3) (2)の場合において契約担当官等が記名して押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- (4) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとする。
- (5) 契約担当官等が契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ本契約は確定しないものとする。

8 契約条項

別紙様式の契約書（案）のとおり。

9 入札者に求められる義務

- (1) 競争参加者は、入札公告等において求められた経済上及び技術上の要件について開札日の前日までに競争参加者の負担において完全な説明をしなければならない。
- (2) 競争参加者は、入札公告等において求められた調達物品に係る技術仕様適合性の証明並びに必要な設計図、図案及び解説資料について、開札日の前日までに競争参加者の負担において完全な説明をしなければならない。

10 その他必要な事項

- (1) 契約担当官等の官職及び氏名は、入札公告等のとおり。
- (2) 競争参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該競争参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (3) 本件調達に関する照会先は、入札公告等に示した入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び入札説明書を交付する場所と同じとする。
- (4) 消費税率については、引渡し時点における消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の施行内容によることとし、必要に応じて、引渡し時点における消費税率を適用して契約を変更するなどの対応を行うこととする。
- (5) 入札者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

入札者注意書

入札者（代理人を含む。以下同じ。）は、入札公告、契約書案、入札説明書、本書記載事項等、当発注機関が提示した条件を熟知の上、入札して下さい。

- 1 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）その他の入札に係る法令に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札者は、落札決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- 4 入札書は所定の用紙を使用し、入札物件番号毎に別葉とすること。
- 5 入札金額は、入札物件番号毎に総額を記載することとし、入札書には、入札者が消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか、免税業者であるかを問わず、各入札者が見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載すること。ただし、落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額（契約金額）とする。
- 6 入札者は、入札書提出前に入札参加資格者である証明書を提示すること。
- 7 本人以外の代理人が入札するときは、入札前に予め委任状又は委任権限を証明した書類を提出すること。また、入札書には代理人の記名を必ず行うこと。
- 8 入札者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。
- 9 次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。
 - (1) 入札公告等に示した競争に参加する資格を有しない者の提出した入札書
 - (2) 指名競争の場合において指名をしていない者の提出した入札書
 - (3) 入札金額、入札物件名、入札物件番号を付した場合にあっては入札物件番号の記載のない入札書。
 - (4) 入札者の記名を欠く入札書。または、委任状又は委任権限を証明した書類を提出している場合は、入札者及び代理人の記名を欠く入札書。
 - (5) 委任状を持参しない代理人の提出した入札書
 - (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書
 - (7) 入札金額の記載を訂正した入札書
 - (8) 入札時刻に遅れてした入札、又は郵便入札の場合に、定められた日時までに指定された場所に到達しなかった入札書
 - (9) 入札書に添付して内訳書を提出することが求められている場合にあっては、未提出である者又は提出された内訳書に不備があると認められる者のした入札書
 - (10) 明らかに連合によると認められる入札書

- (11) 同一事項の入札について、入札者が2通以上なした入札書
 - (12) 入札保証金（その納付に代え予決令第78条に基づき提供される担保を含む。以下同じ。）の納付が必要な場合において、同保証金の納付がないか、又はその納付金額が不足しているとき。
 - (13) 国を被保険者とする入札保証保険契約の締結により入札保証金が免除される場合において、当該入札保証保険証券の提出がないか、又はその保険金額が不足しているとき。
 - (14) 入札保証金又は入札保証保険証券が定められた日時までに、指定された場所に到達しなかったとき。
 - (15) 暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札。
 - (16) その他入札に関する条件に違反した入札
- 10 一旦提出した入札書は、その理由のいかんにかかわらず引換、変更又は取消をすることができない。
- 11 開札前に入札者から錯誤等を理由として、自らのした入札書を無効にしたい旨の申し出があっても受理しない。また、落札宣言後は、錯誤等を理由に入札無効の申し出があっても受理しない。
- 12 開札は入札者の面前で行う。ただし、入札者が出席しないときは、入札事務に関係のない職員が立ち会って行う。
- 13 開札の結果、予定価格に達する者がいないときは、直ちに再度の入札を行うことがある。
- その場合、無効の入札をした者は参加することができない。
- 14 予定価格が1千万円を超える製造その他の請負契約に係る入札については、低入札価格調査制度があり、次による。
- (1) 予定価格が1千万円を超える製造その他の請負契約に係る入札において、落札となるべき者の入札価格によっては、落札の決定を保留し、調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて、著しく不適當であると認められるときは、最低額の入札者であっても落札者とならない場合がある。
 - (2) (1)の当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがある入札又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがある入札を行った者は、当発注機関の調査に協力しなければならない。
 - (3) (1)により、落札決定を保留している期間中、入札者は入札を撤回することができない。
 - (4) (1)の場合において、後日落札者を決定したときは、入札者に通知する。

- 15 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、「くじ」により落札者を決定する。

なお、この場合、同価格の入札をした者のうち、当該入札に立ち会わない者又は、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定する。
- 16 契約の成立は、契約書に双方記名押印したときとする。
- 17 落札者が契約を結ばないときは、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されている場合は当該入札保証金又は入札保証保険証券は国庫に帰属するものとし、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されていない場合は落札金額（入札書に記載した金額の100分の110に相当する金額）の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。
- 18 入札者が連合し、又は連合するおそれがあり、その他入札を公正に行うことができない事情があると認めるときは、入札の執行を中止する。
- 19 入札者が入札場を離れる場合は、必ず入札執行者に連絡すること。
- 20 このほか不明の点は、入札前に問い合わせること。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

別紙

入札書

物件の名称

入 札 金 額	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

ただし、上記金額は、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額であるので、契約金額は上記金額に上記金額の10%を加算した金額となること及び入札者注意書、契約条項、仕様書、その他関係事項一切を承知の上、入札いたします。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

近畿中国森林管理局長 上口 直紀 殿

入 札 者

住 所

商号又は名称

代表者氏名

代理人氏名

委任状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

近畿中国森林管理局長 上口 直紀 殿

(委任者) 所在地 (住所)

商号又は名称

代表者役職氏名

私は、下記の者をもって代理人と定め、近畿中国森林管理局における契約について、下記は一切の権限を委任します。

(受任者) 所在地 (住所)

商号又は名称

代表者役職氏名

(委任事項)

- 1 入札及び見積に関する件
- 2 契約締結に関する件
- 3 入札保証金及び契約保証金の納付並びに領収に関する件
- 4 物品納入、代金請求並びに領収に関する件
- 5 復代理人の選任及び解任の件
- 6 その他契約履行に関する件

(委任期間)

令和 年 月 日から令和 年 月 日

委任状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

近畿中国森林管理局長 上口 直紀 殿

(委任者) 所在地 (住所)
商号又は名称
代表者役職氏名

私は、下記の者を代理人と定め、下記物件の入札に関する一切の権限を委任します。

(受任者) 所在地 (住所)
商号又は名称
代理人

(物件名等) 令和 年 月 日開札

収獲調査業務委託に関する件。

収穫調査委託契約書（案）

1. 物件名、委託予定数量、委託単価、委託予定金額及び調査場所

物件名 森林管理署名	委託 予定数量	委託単価	委託予定金額	調査場所
〇〇 収穫調査業務委託 〇〇森林管理署	ha m ³	円	委託金額 金 _____ 円也 （うち取引に係る消費税及び地方消費 税額 _____ 円也）	別紙調査内訳書 箇所別条件表 図面のとおり

（注）（ ）の部分は、受託者が課税対象業者である場合に使用する。

2. 調査期間 自 契約締結日の翌日
至 調査内訳書に記載の納入期限（最終）
3. 成果納入場所 近畿中国森林管理局 〇〇森林管理署
4. 契約保証金 免除
5. 特約事項
- (1) 請負代金は近畿中国森林管理局において支払うものとする。
- (2) 暴力団排除に関する特約条項は別紙1のとおり。

上記委託事業につき、委託者 支出負担行為担当官 近畿中国森林管理局長 上口 直紀（以下「甲」という。）と、受託者 _____（以下「乙」という。）とは、本契約書及び令和 ____年 ____月 ____日付けで交付した収穫調査委託契約約款によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、双方押印の上、各自1通を保有する。

令和 ____年 ____月 ____日

委託者(甲)

大阪市北区天満橋一丁目8番75号

支出負担行為担当官

近畿中国森林管理局長 上口 直紀

受託者(乙)

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲(発注者をいう。以下同じ。)は、乙(契約の相手方をいう。以下同じ。)が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、第1条各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する

(損害賠償)

第4条 甲は、第1条及び第2条の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第1条及び第2条の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第5条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

収穫調査委託標準仕様書

第1章 一般仕様書

平成11年10月21日付け 11 近 販 第 64 号

【最終改正】令和6年2月2日付け 5 近 資 第 155 号

第1条 適用

- 1 この仕様書は、収穫調査委託契約書（以下「委託契約書」という。）の規定に基づく収穫調査に適用する。
- 2 これにより難しい事項又は別に定める特殊な調査については、別に定める仕様書による。
- 3 別に定める仕様書に記載された事項は、この仕様書に優先するものとする。
- 4 本仕様書及び別に定める仕様書に関して疑義の生じたものは、監督職員と協議の上調査する。

第2条 用語の定義

この仕様書において指示、承諾、協議、確認及び検査とは、次の定義によるものとする。

- (1) 指示とは、委託者側の発議により監督職員が受託者に対し、監督職員の所掌事務に関する方針、基準、計画等を示して実施させることをいう。
- (2) 承諾とは、受託者側の発議により受託者が監督職員に報告し、監督職員が了解することをいう。
- (3) 協議とは、監督職員と受託者が対等の立場で合議することをいう。
- (4) 確認とは、調査の実施に関し受託者の通知又は申出に基づき、監督職員がその事実を認定することをいう。
- (5) 検査とは、調査の実施に関し、調査結果を検査基準により審査し、その適否を判定することをいう。

第3条 調査計画表

- 1 受託者は、あらかじめ調査計画表（別紙様式1-(1)及び1-(2)）を委託者に提出しなければならない。
- 2 委託者は、調査計画表の内容が委託契約を履行させる上で不相当と認められる場合は、内容の修正を指示できるものとする。
- 3 受託者は、委託者から修正の指示を受けた場合は、速やかにその指示に従い調査計画表を修正し再提出するものとする。
- 4 受託者は、調査計画書の内容に重要な変更が生ずる恐れのある場合は、速やかに監督職員に報告し指示を受けなければならない。
- 5 委託者は、調査計画表を承認した場合は、文書により受託者に通知するものとする。

第4条 極印管理責任者等

- 1 受託者は、極印管理責任者及び極印使用者を定めた場合は、極印管理責任者及び使用者届（別紙様式2）を委託者に提出しなければならない。
- 2 委託者は、調査計画表の内容が委託契約を履行させる上で不相当と認められる場合は、内容の修正を指示できるものとする。

- 3 受託者は、極印管理者及び極印使用者に対し、極印の管理、使用を適正に行わせるための指導を行わなければならない。
- 4 受託者は、極印を返納する場合は、委託者の指示した時期、場所で貸与極印返納届け（別紙様式4）を添え、その極印を委託者に返納するものとする。
- 5 前第2項の引渡場所及び前項の返納の場所は森林管理署等の庁舎内とする。

第5条 委託代金確定

収穫調査委託契約約款（以下「契約約款」という。）第15条に規定する委託代金の確定は次のとおりとする。

(1) 精算

委託代金確定額は、調査内訳書の調査場所ごとに次により算定した調査費確定額の合計額に、当該金額に係る消費税及び地方消費税相当額を加算した金額とし、委託代金確定額から部分払支払額累計を控除したものを精算額とする。

$$\text{調査費確定額} = \text{契約金額(委託予定金額)} \div \text{契約面積(委託予定面積)} \\ \times \text{出来高面積(調査実施面積)}$$

(2) 計算様式

別に定める完了金額算定書によるものとする。

第6条 部分払い

契約約款第16条の規定に基づき受託者が部分払いを請求できる委託代金の算定方法は次のとおりとする。

(1) 契約約款第16条第1項の規定による場合は次による。

$$\text{部分払い委託代金} = (\text{部分検査合格箇所の調査費確定額の合計額} \times \\ 9 \div 10) \text{以内の範囲} + \text{左項金額に係る消費税及び} \\ \text{地方消費税相当額}$$

(2) 契約約款第16条第2項の規定による場合は、部分検査合格箇所の調査費確定額の合計額に、当該金額に係る消費税及び地方消費税相当額を加算した金額とする。

(3) 計算様式

別に定める部分完了金額算定書によるものとする。

第7条 現場代理人及び担当技術者

受託者は、現場代理人及び担当技術者を定めた場合は、現場代理人及び担当技術者等届（別紙様式5-（1）、（2））を委託者に提出しなければならない。

第2章 調査仕様書

第8条 収穫調査事項等

受託者は、収穫調査規程に規定された調査事項を、同規程及び同運用に基づき、監督職員の指示に従い調査しなければならない。

第9条 極印の省略について

次の各号に掲げるものであって、当該立木の存する林分の区域及び伐採すべき立木に明瞭な標示を付することにより産物の管理上支障がないと森林管理

局長が認めるものの売払いの場合は、記号の表示は不要とする。

- (1) 契約約款第16条第2項の規定による場合は、部分検査合格箇所の調査費確定額の合計額に、当該金額に係る消費税及び地方消費税相当額を加算した金額とする。
- (2) 価値の低位な立木（主にパルプ、チップ又はバイオマス燃料への利用が想定される低質な立木、薪炭林における立木及び6齢級以下の初回間伐の対象となる立木をいう。ただし、主伐の場合は、皆伐林分又は皆伐林分に準ずる林分の立木に限る。）
- (3) 除伐木
- (4) 樹液の採取用立木等記号の表示が不相当と認められる立木
- (5) 虫害木、風害木、山火事等被害木で早急な処分を要する立木
- (6) 土地売払地又は貸付地であって、コンクリート標等の境界標により境界が明瞭であり、後に紛争とならないと認められる区域に存する立木
- (7) 区域概算売払を行う林分の立木
- (8) リモートセンシング技術を用いて立木配置図を作成する林分の立木

第10条 間伐林分等の取扱いについて

極印を必要としない立木の調査に当たっては、当該林分の外縁立木の要所の立木の胸高部にテープ、ペンキ等により、当該立木の存する林分の区域を明らかにするための標示をするとともに、調査立木の胸高部及び根際にテープ、ペンキ等によって明確に標示する等の措置を講ずるものとする。

列状に間伐を行う人工林の林分にあつては、調査列の起点又は終点のいずれか一方又は両端（列が途中で分岐するなどまぎらわしい場合はその箇所）の立木の胸高部及び根際にテープ、ペンキ等で標示する措置を講ずるものとする。

第11条 保残木の存する皆伐林分の保残木の標示について

皆伐林分の中に保残木がある場合は、保残木（保残区域にあつては当該区域の内縁立木）の胸高部にテープ、ペンキ等により当該保残木を明らかにするための標示をするとともに、番号札を貼付するなど、伐採木と混同防止の措置を講じるものとする。

第12条 皆伐に準ずる伐採について

国有林野の管理経営に関する法律施行規則第10条の3第1号の「皆伐に準ずる伐採方法」とは、複層伐作業のうち皆伐作業に準じて行われるものをいう。

なお、皆伐に準ずる伐採方法において残存する立木の標示については、保残木と同様に取扱うものとする。

第13条 環境負荷低減への取組について

受託者は、事業の実施に当たり、関連する環境関係法令を遵守するとともに、新たな環境負荷を与えることにならないよう、生物多様性や環境負荷低減に配慮した事業実施及び物品調達、機械の適切な整備及び管理並びに使用時における作業安全、事務所や車両・機械などの電気や燃料の不必要な消費を行わない取組の実施、プラスチック等の廃棄物の削減、資源の再利用等に努めるものとする。

特記仕様書

(共通)

- 1 収穫調査復命書（一式）の提出は2部とする。
- 2 調査方法については、「従来手法」または「地上型3Dレーザ」等とする。
- 3 調査事項は、収穫調査委託標準仕様書第8条による収穫調査規程に規定された調査事項のうち、次に掲げるものとする。
 - (1) 収穫箇所の位置及び面積
 - (2) 保残箇所の位置及び面積
 - (3) 産物の種類及び数量
 - (4) 産物の品質（一般材・低質材の別、一般材については正常木・根曲木の別）
 - (5) 産物の搬出に関する事項（産物の搬出を伴う場合に限る。）
 - (6) 跡地更新に関する事項（更新を伴う場合に限る。）
- 4 収穫調査復命書には、次の書類を添付すること。
 - (1) 測量野帳（測量を実施した場合に限る。）
 - (2) 実測図（修正図を含む。測量を実施した場合に限る。）
 - (3) 基本図挿入位置図（縮尺は5,000分の1とする。）
 - (4) 測樹野帳及び材積集計表
 - (5) 搬出計画図（産物の搬出を伴う場合に限る。）
 - (6) 更新計画図（更新を伴う場合に限る。）
 - (7) 調査した林分状況が分かる写真
- 5 3の(7)の写真については林小班ごとに撮影し、図面（縮尺：5,000分の1）に撮影位置を図示すること。

撮影場所と撮影枚数については、標準地ごとに1枚以上の撮影とし、類似林分を適用した林小班についても同枚数程度撮影するものとする。また、遠景についても可能な限り撮影すること。

分収育林にあつては、定点写真についても撮影すること。

被害木調査の場合は、国有林ごとに近景と遠望の2枚程度とする。

写真の提出については、CD等の電子記録媒体（USBメモリは不可）で提出するものとする。
- 6 受託者が物品の貸与を希望する場合は、別記様式第15を提出しなければならない。

特記仕様書

(分収育林等の再調査)

分収育林等の再調査については、特記仕様書（共通）によるほか、次によることとする。

- 1 再調査については、前回調査時に設定した樹高標準地における立木の成長量を把握し、その成長量を全区域の立木に反映させることにより、全区域の立木材積を算出する。
- 2
 - (1) 前回調査時に樹高の測定を樹高曲線法によった樹種（以下「主要樹種」という。）については、樹高標準地における当該樹種全ての立木について、胸高部にナンバーテープを貼り付けた上で、胸高直径を毎木で計測するとともに、当該立木の番号、樹種、胸高直径を野帳に整理し、現地において照合できるようにすること。
 - (2) 調査区域内に被害木がある場合は、調査区域内の全ての被害木について、主要樹種にあつては胸高直径及び品質（被害を受ける前に推測されるもの）を、それ以外の樹種にあつては胸高直径、樹高及び品質（被害を受ける前に推測されるもの）を毎木で計測する。

被害木の調査結果の集計に当たっては、樹高標準地内のもものと樹高標準地以外のもものを区別すること。
 - (3) 主要樹種の樹高については、前回調査時の樹高曲線を用いて決定する。

ただし、今回の再調査で前回調査時に存在しない径級が発生した場合は、当該径級の樹高を計測し、この樹高データと前回調査時の樹高データにより、新たに樹高曲線を作成の上、決定するものとする。
 - (4) 主要樹種の全調査区域における立木材積は、「再調査収穫調査復命書修正計算書」により算出することとし、「再調査収穫調査復命書修正計算書」は、プログラム化した計算ファイルを別途交付する。
 - (5) 主要樹種以外の樹種の立木材積は、前回調査時の計測データを用いて算出する。

ただし、当該樹種に被害木がある場合は、その被害木を控除して、立木材積を算出すること。
 - (6) 計算結果が記載された「再調査収穫調査復命書修正計算書」は、収穫調査復命書に添付の上、提出すること。
- 3 特記仕様書（共通）の2にかかわらず、産物の搬出に関する事項の調査は行わないものとする。

特記仕様書

(地上型3Dレーザ)

地上型3Dレーザを用いた標準地調査については、特記仕様書(共通)によるほか次によることとする。

1 使用する機器の品質・規格は下記の基準を満たした機器を使用すること。

○ 計測装置

- ・ スキャニング速度：43,000点/秒以上
- ・ スキャナーの検出保障距離：30m以上
- ・ レーザ強度：クラス1
- ・ スキャニング角度：垂直270度以上、水平180度以上
- ・ その他：GPS搭載、バッテリー稼働、カラー画像化システム

○ 計測データ解析ソフトウェア

- ・ オペレーティングシステム：Windows10（計測システムにより次のデータの計測、集計、解析が可能であること。）

- ①胸高直径 ②樹高 ③立木本数 ④材積 ⑤矢高（曲がり）
- ⑥傾斜角度 ⑦立木位置図

2 現地調査

○ 標準地の設定

- ・ 標示：内縁木立木に黄色テープ2本巻き
- ・ 区域設定
 - ① 保育間伐（存置型）：10m×10mを基準に、広めに設定
 - ② 保育間伐（活用品）：30m×20mを基準に、広めに設定

○ 標準地の設定

- ・ 選木はオペレーティングシステム上で行い、現地に反映させる。
 - ① 保育間伐（存置型）：間伐木に白テープ1本巻き。材質調査は不要。
 - ② 保育間伐（活用品）：間伐木の標示は省略可とする。ただし、材質調査は行うこと。

○ 面積の計測

- ・ 使用する機器に搭載されているGNSS受信機を用いて計測する。

3 樹高補正

必要に応じて行うこと。

4 収穫復命書の作成

オペレーティングシステムで作成したCSVファイルを国有林野情報管理システム取込用ファイル「立木調査野帳入力」へ転記。復命書備考欄へ「地上型3Dレーザによる調査」と記載すること。

支出負担行為担当官

近畿中国森林管理局長 上口 直紀 殿

受 託 者

住 所

氏 名

調査計画表の提出について

令和 年 月 日付けで締結した収穫調査委託契約について、収穫調査委託契約約款第2条第1項に基づく調査計画表を別紙のとおり提出しますので承認願います。

監督員	年月日	
経 由	官職氏名	

極印管理責任者及び使用者届

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

近畿中国森林管理局長 上口 直紀 殿

受託者

住 所

氏 名

収穫調査委託業務の実行について

令和 年 月 日付けで締結した収穫調査委託契約について、同約款第 7 条第 1 項に基づく極印管理責任者及び使用者を下記のとおり定めたので通知いたします。

記

1 極印管理責任者

氏名(生年月日)	
住 所	

2 極印使用者

氏 名	住 所

監督員	年月日	
経 由	官職氏名	

別紙様式3

貸与極印借用書

令和 年 月 日

住 所
氏 名

(森林管理署長) 殿

記

極印番号	使用期間	引渡場所	備 考

貸与極印返納届

令和 年 月 日貸与を受けました下記の極印は、令和 年 月 日をもって調査業務を完了いたしましたので、指定の場所に返納いたします。

令和 年 月 日

住 所
氏 名

(森林管理署長) 殿

記

極印番号	使用期間	引渡場所	備 考

令和 年 月 日付けをもって に貸付中の極印は、指定の場所において検査の上受領しましたので報告します。

令和 年 月 日

官職
受取人氏名

(森林管理署長) 殿

現場代理人及び担当技術者等届

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

近畿中国森林管理局長 上口 直紀 殿

受託者

住 所

氏 名

収穫調査委託業務の実行について

令和 年 月 日付けで締結した収穫調査委託契約について同約款第 6 条第 1 項に基づく現場代理人及び担当技術者並びに現場職員を下記のとおり定めたので通知いたします。

記

[現場代理人]

氏 名	
生 年 月 日	
住 所	
本 籍 地	
調査業務関係経歴	
資 格 等	

監督員	年月日	
経 由	官職氏名	

別紙様式 5 - (2)

[担当技術者]

氏名	
生年月日	
住所	
本籍地	
資格等	

[現場職員]

氏名	住 所

物品管理官					主査	整理番号
						番 号

物 品 貸 付 申 請 書

(分任) 物品管理官

官職氏名 殿

令和 年 月 日

住 所

氏 名

下記物品の貸付を申請します。

品 目	数 量	備 考

上記物品の

1) 貸付申請理由

2) 使用場所及び使用期間

有料道路等の有無（R8年度第二次収穫調査業務委託）

物件	署等名	国有林名 (官行造林地名)	林小班	備考
1	三重	悟入谷	33い,34と,36ぬ,42は1,42れ1	亀山IC～いなべIC：1,550円
1	三重	悟入谷	42れ2	亀山IC～いなべIC：1,550円
1	三重	大杉谷	580ろ	芸濃IC～海山IC：2,190円
1	三重	妙婦谷	589い,589ぬ	芸濃IC～紀伊長島IC：2,190円
2	三重	古和谷	615ろ,624い	芸濃IC～尾鷲北IC：2,190円
2	三重	矢ノ川	727い1	芸濃IC～三木里IC：2,190円
2	三重	大又	845ほ	芸濃IC～尾鷲北IC：2,190円
2	三重	西谷	1825い1	芸濃IC～熊野大泊IC：2,190円
3	和歌山	高野山	210い,210ろ	南紀田辺IC～和歌山JCT：2,500円
3	和歌山	高野山	212い2,212い3,212ろ,212は,215に,219ろ	南紀田辺IC～和歌山JCT：2,500円
3	和歌山	津俣	253へ,255ほ	該当なし
4	和歌山	大塔山	114た,114れ	該当なし
4	和歌山	大塔山	117い3,117は1,118に1	該当なし
5	和歌山	宮城川	61ろ3,61ろ4,61ほ1,61ほ2,61ほ3,62い7,62ろ1,63い1,63ほ1,63ほ2,64は2	該当なし
6	島根	芦原	10こ	松江玉造IC～三刀屋木次IC：880円
6	島根	八重山	1060ろ,1061へ3,1061へ4,1061へ5,1061の,1061ふ1,1061ふ2	松江玉造IC～三刀屋木次IC：880円
7	島根	雲井山	1213は1	松江玉造IC～出雲IC：1080円
7	島根	十文字山	305り	松江玉造IC～出雲IC：1080円江津IC～浜田IC：590円
7	島根	十文字山	305は,304ほ,306へ,306と	松江玉造IC～出雲IC：1080円江津IC～浜田IC：590円
7	島根	十文字山	305と	松江玉造IC～出雲IC：1080円江津IC～浜田IC：590円
8	島根	花の谷	208い,208ろ	松江玉造IC～三刀屋木次IC：880円
8	島根	今山	215い1,215は1,215に1,215に3,215り	松江玉造IC～三刀屋木次IC：880円
9	岡山	那岐山	118へ	該当なし
9	岡山	那岐山	63ろ,63は,63に,63ほ	該当なし
10	広島	笹ヶ丸山	50ろ1,50と1,51い,51ろ,51ほ1,51と1	中広IC～沼田IC：380円
10	広島	大積山	604ろ,604は,604ほ,604と	吉島IC～海田大橋IC：630円

収穫調査委託契約における安全に関する留意事項

1. 受託者又は現場代理人及び担当技術者（以下「受託者」という。）は、各作業現場ごとに緊急連絡体制を作成し、森林管理署等の監督職員を経由し森林管理署長等に提出すること。

また、受託者は、作業従事者に対して、緊急連絡先の控えを常時携行させるとともに、調査開始前に携帯電話の通話可能地点を確認し周知すること。

2. 受託者は、作業従事者が必ず携帯電話のほかホイッスル、防蜂網、殺虫剤等を携行し、確実な緊急時の連絡及びハチ等危険・有毒な動植物対策ができるよう適切な措置を講ずること。

3. 受託者は、調査着手前に森林管理署等の監督職員等と調査箇所（危険箇所、ハチやクマの目撃情報等を含む）について情報共有すること。

4. 受託者は、作業従事者に対して、毎日の作業着手前に、調査箇所の状況、作業手順、作業者の配置、作業終了時刻、集合場所を全員に確認させるとともに、作業手順や作業者の配置を見直すなど、一人作業の回避に努めること。

なお、作業手順や集合場所等に変更が生じた場合は携帯電話等により作業従事者全員での情報共有を徹底するとともに、休憩時間等に全員の位置の確認に努めること。やむを得ず一人作業となる場合には、作業手順を工夫するなどにより一人作業の時間を少なくするよう務めること。

5. 受託者は、毎日の作業手順等の設定に当たっては、調査箇所の地形・林況、気温や降雨等の気象条件、日没時刻を考慮し、余裕のある時間配分のスケジュールを組むこと。

6. 受託者は、危険箇所やハチの巣が確認された場合及び経路には、テープ等で目印をつけるなど他の作業従事者が確実に認識できるよう適切な措置を講ずること。

7. 受託者は、作業従事者に対して、作業や移動に当たっては、作業環境の把握、足元の確認及び足場の確保等について確実に実践させること、また、歩行順序及び経路について配慮すること。

なお、急傾斜地など足場の確保が困難で転落や滑落のおそれがある箇所は、確実に迂回することを徹底すること。